

■ 営利の場合の著作物の利用は、全て著作権者の許諾が必要です。
また、支払いも生じます。(出版社の許諾を要する場合があります。)

➡ 出版社へ連絡 ➡ 著作権者・出版社(条件交渉の後)の許諾を得る。

■ 下記の場合は、非営利でも著作権者の許諾が必要です。

利用形態	著作の内答等	対 応	著作権法
A 1. 絵本・紙芝居の拡大使用 (複製を伴う場合) 2. ペープサート 3. 紙芝居 4. さわる絵本 5. 布の絵本 6. エプロンシアター 7. パネルシアター 8. 人形 9. パワーポイント 10. その他、いかなる形態に おいても絵や文章を变形 して使用する場合や読み 聞かせ動画の配信	<ul style="list-style-type: none"> ●これらは全て原本に改変を加えて利用(二次的使用)するもので、著作者人格権(同一性保持権、名誉・声望を害されない等)に抵触。著作者の許諾を要す。 絵本等の拡大使用は、出版権に抵触することもあり、出版社の許諾を要する場合があります。 	出版社(窓口)へ連絡 ⇕ 著作権者・出版社の許諾を得る	18~21条 113条6
B 1. 表紙のみの使用 (ウェブサイト、 ブックリスト等) 2. 表紙以外の本文画の使用 (ウェブサイト、 ブックリスト等)	<ul style="list-style-type: none"> ●ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる。 ただし、ウェブサイトへの掲載の場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。 表紙写真に加え、作品名・著作者名(文・絵・写真など)・出版社名を必ず一体表記すべき。 ●表紙以外の本文画を使用する場合は、引用にあたる場合を除き著作権者の許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。 	出版社(窓口)へ確認 ⇕ 出版社(窓口)へ連絡 ⇕ 著作権者の許諾を得る	21条
C その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブサイト、教育委員会・人権団体等のパンフレット等に文章や絵を使用する場合は、引用にあたる場合を除き、著作権者の許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。 	出版社(窓口)へ連絡 ⇕ 著作権者の許諾を得る	21条